

富谷市標準化システム移行業務に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(設置目的)

第1条 富谷市標準化システム移行業務において、契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その選定を適正に行うため、富谷市標準化システム移行業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、富谷市標準化システム移行業務における企画提案書等の審査及び契約候補者の決定に関する事務をつかさどる。

(組織及び委員の構成、任期)

第3条 審査委員会の委員は、本市の職員のうちから、次に掲げる職にあるものをもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 教育部長

2 委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 審査において委員が知り得た情報は、その任期が終了した後でも秘密を保持しなければならない。

(利害関係に関する申告等)

第7条 委員は、本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、その旨を事務局へ申告しなければならない。

2 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課情報デジタル化推進室において処理する。

(評価・選定方法)

第9条 評価・選定方法は、富谷市標準化システム移行業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める。

(評価基準・配点)

第10条 評価基準・配点は、実施要領に定める。

(企画提案者を失格とする場合の基準)

第11条 企画提案者を失格とする場合の基準は、実施要領に定める。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月22日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、委託契約の締結の日に限り、その効力を失う。